

**障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和７年度実施予定分）
事前協議案内**

1 目的

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等の介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2 補助対象施設及び事業所種別

障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援

3 補助対象とする機器

移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

4 補助上限額・補助率等

区分	補助上限額 (※ 1、※ 2)	補助率	補助対象経費 (※ 3、※ 4)
障害者支援施設	2, 100 千円	3 / 4	・備品購入費（ロボット等の購入費用に限る） ・使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る） ・役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る） ・見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費を除く。）
グループホーム	1, 500 千円		
その他事業所	1, 200 千円		
障害者支援施設	7, 500 千円		
グループホーム			

- ※1 機器1台あたりの導入経費の補助対象額は以下のとおり
移乗介護、入浴支援：100千円以上1,000千円以下
その他の機器：100千円以上300千円以下
- ※2 1つの施設（事業所）において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設（事業所）としていずれかの補助上限額を適用するものとする。
- ※3 機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とする。
＜対象外となる経費の例＞
- ・Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費（見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費を除く。）
 - ・機器の配送料
 - ・パソコン、タブレット及びその付属品
 - ・工事費（設置費は可能）
- ※4 リース料等、期間に定めのあるものについては、令和7年度内に要する経費のみ補助対象とする。

5 提出書類・提出期限等

- (1) 作成・提出書類
事前協議書、別紙2-1、別紙2-2（導入する機器ごとに作成）、別紙2-3、見積書の写し（2者以上）、導入予定機器の内容がわかるカタログ等の写し
- (2) 提出期限
令和6年9月6日（金）必着
- (3) 提出方法
電子メール a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
※見積書の写し及びカタログについてはPDFファイルを添付すること

6 事前協議にあたっての留意点

- (1) 導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となり認められない。
- (2) 補助金の執行にあたっては、**国及び本市における令和7年度当初予算の成立及び本市から国に対し国庫協議を行い内示が得られることを要件とする。**
- (3) 本事業により介護ロボット等を導入した障害者支援施設事業者等は、**当該介護ロボット等を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、本市が別に定める日までに本市へ報告するものとする。**
- (4) 上記の内容は、現時点で想定される内容であり、**今後、国から整備補助内容の詳細が示された際には変更となる場合がある。**